

○財務省告示第四十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十六年一月九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年二月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百三十二回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

の法律及びそのための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一百一号）第二條第一項及び第四條第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七條及び第六十二條第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入

四 発行方法

十 十
イ 一
発

ロ

十 十
三 二

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 競 札 格 行 行
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 発 競 行 行
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 ` 入 行 争 格 日

十 額 格 十 額 平
九 面 八 面 成
銭 金 錢 以 上 十 六 年
額 額 百 円 一 月
百 円 につ 九 日
に 九 十 八
つ き 十 八 円
九 十 八 円
十 八 円
八 円 八
八 円 八

(一) 年 ○ ・ 六 パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に追加の算
式により算出した金額を第
十号に規定する期日に払い
込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6}{100} \times \frac{20}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるに
もとのとして振替口座簿中の口
座に記載又は前記(一)の算式に
よついで、前記(一)の算式に
額より算出した金額から該乗

